

平成24年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	国立ハンセン病療養所等入所者家族生活援護委託費	担当部局庁	健康局	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	昭和29年度	担当課室	疾病対策課	疾病対策課 山本 尚子			
会計区分	一般会計	施策名	IV-3-2 難病対策、ハンセン病対策、エイズ対策を推進する				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条	関係する計画、通知等	—				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条」の規定に基づき、療養所入所者の親族で生活困難な者に対して、都道府県が生活保護法の基準に準じて行う援護に要する経費(生活扶助、教育扶助等)を同法第22条に基づき、国庫負担するものである。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条」の規定に基づき、療養所入所者の親族で生活困難な者に対して、都道府県が生活保護法の基準に準じて援護を行う。						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
	予算の状況	当初予算	46	46	42	33	33
		補正予算					
		繰越し等					
		計	46	46	42	33	33
		執行額	28	25	25		
	執行率(%)	60.9	54.3	59.5			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (年度)
	成果目標を示すことは困難。 本事業は、法律に基づき生活困難な者に対する援護を行うものであるため。	成果実績		—	—	—	—
		達成度	%	—	—	—	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	活動指針を示すことは困難。 本事業は、法律に基づき生活困難な者に対する援護を行うものであるため。	活動実績 (当初見込み)		—	—	—	—
				( — )	( — )	( — )	( — )
単位当たりコスト	— (円/ )	算出根拠		—			
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由			
	国立ハンセン病療養所等入所者家族生活援護委託費	33	33				
	計	33	33				

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・ 状況・ 予算の 状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律に基づくものであり、事業目的や重要性の観点から優先度の高い事業である。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律に基づくものであり、国が実施すべき事業である。
	○	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	対象者数が見込みを下回ったことによるものである。
資金の 流れ、 費目・ 用途	—	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	
	—	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	—	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	—	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律に基づく生活困難な者に対する援護に必要な経費であり、事業目的に即したものに限定している。
活動実績・ 成果実績	—	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	
	—	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	—	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	—	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名	
	—	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	<p>・ハンセン病問題の解決の促進に関する法律によれば、国の隔離政策に起因してハンセン病患者であった者等が受けた身体および財産に係る被害、その他社会生活全般にわたる被害の回復には、未解決の問題が多く残されており、ハンセン病患者であった者等が、地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるようするための基盤整備は喫緊の課題とされている。</p> <p>・本事業は、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条の規程に基づく、らい予防法により一家の支柱となるべき者が入所させられた場合の代替措置として、その家族に対し、生活保護に準じた援護を行う制度に必要なものであり、適切に実施されている。</p>		
予算監視・効率化チームの所見			
現状通り	<p>本事業は、毎年度恒常的に不用が生じているものの、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律に基づく、療養所入所者の親族で生活困難な者に対する援護に必要な事業であり、見直しの余地はなく、事業内容を精査しつつ、引き続き必要な予算措置を行うこと。</p>		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
現状通り	—		
補記 (過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	271	平成23年行政事業レビュー	0129

※平成23年度実績を記入

厚生労働省  
25百万円

〔 交付決定、支給に関する指導等 〕



【委託】

都道府県(15)  
25百万円

〔 生活保護法の基準に準じて援護を  
実施 〕

資金の流れ  
(資金の受け  
取り先が何を  
行っているか  
について補足  
する) (単  
位: 百万円)

A. 沖縄県			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
生活援護費	生活援助、住宅援助	6			
旅費	援護旅費	0			
庁費	賃金、消耗品費、印刷製本費	0			
計		6	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途  
 (「資金の流れ」  
 においてブロッ  
 クごとに最大の  
 金額が支出され  
 ている者につい  
 て記載する。費  
 目と使途の双方  
 で実情が分かる  
 ように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	沖縄県	生活保護法の基準に準じて援護を実施	6		
2	長崎県	生活保護法の基準に準じて援護を実施	4		
3	鹿児島県	生活保護法の基準に準じて援護を実施	4		
4	三重県	生活保護法の基準に準じて援護を実施	3		
5	大阪府	生活保護法の基準に準じて援護を実施	1		
6	兵庫県	生活保護法の基準に準じて援護を実施	1		
7	福岡県	生活保護法の基準に準じて援護を実施	1		
8	熊本県	生活保護法の基準に準じて援護を実施	1		
9	群馬県	生活保護法の基準に準じて援護を実施	0.9		
10	奈良県	生活保護法の基準に準じて援護を実施	0.5		